

改正

令和2年5月25日訓令第23号

令和4年4月1日訓令第11号

令和5年4月1日訓令第11号

鶴居村輝く住ま居る支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 村内における輝く未来に向けた移住及び定住の促進と笑顔あふれる安心で活力に満ちた住み良い村づくりを推進するため、鶴居村に定住を希望する者に対し、村内において一戸建住宅を新築するなど住まいの確保に要する経費について、この要綱の定めるところにより支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住を前提として鶴居村の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活根拠が専ら村内にあることをいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設され、使用される前の住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項及び第2項に該当する住宅。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 中古住宅 前号に規定する新築住宅以外の住宅。
- (4) 修繕 台所、浴室、便所、洗面所等の生活するために必要な改修及びこれらに附属する住宅設備品の設置。内装、屋根、外壁等の生活を営むための最低限の改修。家財家具等の運搬及び廃棄をいう。

(支援対象者等)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 村内において自己が所有する土地に建設された新築住宅であること、又は村内に所在する中古住宅であること。
- (2) 新築住宅又は中古住宅が自己の定住用住宅であり、現にその住宅に居住していること。
- (3) 前号の住宅の所在場所を住所として鶴居村の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 10年以上自らの居住の用に使用することを確約できること。
- (5) 新築住宅の場合は、床面積が60平方メートル以上であること。ただし、二世帯住宅の場合は、床面積が110平方メートル以上であること。
- (6) 新築住宅の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他建築物に関連する法令等を遵守したものであること。
- (7) 鶴居村景観計画で定める、景観形成基準に適合した建物であること。
- (8) 村税の滞納その他村に対する債務の不履行がないこと。
- (9) 支援金の交付を受けようとする者又はその者と同居し、若しくは同居しようとする者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (10) 支援対象者が取得した中古住宅の前所有者が、第10条第1項の規定に基づく支援金の返還命令により、当該支援金を返還していること。

(支援金対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支援対象者から除く。

- (1) 中古住宅を3親等以内の親族から購入した者
- (2) この要綱の規定による支援金の交付を既に受けている者

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、第3条第1項第1号から第3号に規定する要件を満たした後に鶴居村輝く住ま居る支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳情報及び村税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 新築住宅の場合は、建築確認申請書の確認済証及び検査済証の写し（ただし、建築確認申請が不要の場合は床面積を確認できる平面図等の写し）
- (4) 中古住宅を購入した場合は、売買契約書の写し及び購入代金の支払を確認できる書類（ただし、修繕を伴う場合は事業に要した工事等の代金請求書又は領収書の写し）
- (5) その他村長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、新築住宅、又は中古住宅の所在場所を住所として鶴居村の住民基本台帳に記録し、生活を開始した時から1年以内に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条第1項の交付申請書の内容を審査し、支援金の交付を適当と認めたときは、その旨を鶴居村輝く住ま居る支援金交付決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、支援金の交付を不適当と認めたときは、その旨を鶴居村輝く住ま居る支援金不交付決定書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 村長は、支援金の交付の目的を達成するために必要と認めるとき、その限度において、支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に条件を付することができる。

(支援金の額)

第7条 支援金の交付は、予算の範囲内で行い、支援金の額は次のとおりとする。

2 新築住宅の場合 100万円

3 中古住宅を購入した場合

- (1) 購入及び修繕に要した費用の合計金額に100分の30を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 80万円を限度とする。

4 第5条の規定により交付申請をした時点で支援対象者が45歳以下であり、かつ、婚姻関係にある世帯員と同居する場合は、次の各号に規定する額を加算する。

- (1) 新築住宅の場合 50万円
- (2) 中古住宅を購入した場合 30万円

(支援金の請求)

第8条 第6条の規定により交付決定を受け、支援金の交付を受けようとする支援対象者は、鶴居村輝く住ま居る支援金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支援対象者に対し、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定を受け、又は支援金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(支援金の返還)

第10条 村長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、別表に定めるところにより期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の支援金の返還命令は、鶴居村輝く住ま居る支援金返還命令書（様式第6号）により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年6月21日から施行する。

(適用対象)

2 この訓令は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの間に一戸建住宅を新築し、又は空き家を購入する者について適用する。

附 則（令和2年5月25日訓令第23号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年5月25日から施行し、改正後の第7条第3項第2号及び第4項第2号の規定を除き、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の鶴居村輝く住ま居る支援金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降の新築及び中古住宅購入に適用するものとし、同日前の新築及び中古住宅購入に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日訓令第11号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日訓令第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

交付日からの経過年数		返還を求める金額
一戸建住宅を新築した場合	中古住宅を購入した場合	
2年未満	1年未満	交付額の100%
2年以上4年未満	1年以上2年未満	交付額の80%

4年以上6年未満	2年以上3年未満	交付額の60%
6年以上8年未満	3年以上4年未満	交付額の40%
8年以上10年未満	4年以上5年未満	交付額の20%

様式第1号（第5条関係）

鶴居村輝く住ま居る支援金交付申請書

年 月 日

鶴居村長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

鶴居村輝く住ま居る支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。なお、この申請書に記載する事項は、全て事実と相違ないことを確約します。

申請者	住宅建設（購入）地					
	建築（購入）完了年月日					
	氏 名		性 別		生年月日	
	勤 務 先		勤務先住所			
住宅同居者	氏 名		性 別	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先

【添付書類】

- 1 住民基本台帳情報及び村税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- 2 誓約書（様式第3号）
- 3 新築住宅の場合は、建築確認申請書の確認済証及び検査済証の写し（建築確認申請が不要の場合は床面積を確認できる平面図等の写し）
- 4 中古住宅を購入した場合は、売買契約書の写し及び購入代金の支払を確認できる書類（修繕を伴う場合は事業に要した工事等の代金請求書又は領収書の写し）
- 5 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

住民基本台帳情報及び村税等納付状況確認同意書

年 月 日

鶴居村長 殿

（申請者）

住 所

氏 名

印

鶴居村輝く住ま居る支援金交付要綱の各規定に関し、次の事項について同意します。

同意事項

- 1 私及び私の属する世帯の住民基本台帳の情報について確認すること。
- 2 私及び私の属する世帯の世帯員に係る村税及び使用料等の納付状況を確認すること。

【個人情報に関する事項】

この同意書に基づく個人情報は、本支援金の審査のために収集するものであり、それ以外の目的に使用しません。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

鶴居村長 殿

住 所
氏 名

印

誓 約 書

私は、鶴居村輝く住ま居る支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

1. 新築住宅の場合は10年以上、中古住宅を購入した場合は5年以上、自らの居住の用に使用すること。
2. 鶴居村が本申請及び事後において審査する際に必要な事項・内容について調査することを承諾すること。
3. 私及び私と現に同居し、又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
4. 以上の事項に違反があったときは、速やかに村長に報告するとともに、鶴居村輝く住ま居る支援金交付要綱第10条の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第4号（第6条関係）
鶴居村第 号指令

申請者名

年 月 日付で申請のあった鶴居村輝く住ま居る支援金に対し、金 円
を交付します。ただし、次の事項を順守すること。

年 月 日

鶴居村長

- 1 この支援金等の交付の対象となる事業及び経費並びに支援金等の額は、次のとおりです。

支援金等の名称	支援対象経費	支援金等の額
鶴居村輝く住ま居る支援金	第7条第2項	円
	円	
	第7条第3項	
	円	
	第7条第4項	
	円	

- 2 虚偽の申請その他不正の行為があった場合は、その支援金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係わる部分に関し既に交付された支援金等があるときは、その返還を命ずるときがあります。

- 3 要綱第10条第1項の規定による処分に関し支援金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を村に納付しなければなりません。

様式第5号（第6条関係）

申請者名

鶴居村輝く住ま居る支援金不交付決定書

年 月 日付で申請のありました鶴居村輝く住ま居る支援金を
不交付としましたので通知します。

年 月 日

鶴居村長

不交付とした理由

--

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

鶴居村長 様

住所
氏名

印

鶴居村輝く住ま居る支援金交付請求書

年 月 日付鶴居村第 号指令により交付決定のあった鶴居村輝く住ま居る支援金を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 支払方法（どちらかに○をつけてください。）

(1)現金

(2)口座振込

・金融機関名 _____
・支店名 _____
・預金種別 普通 ・ 当座 _____
・口座番号

--	--	--	--	--	--	--

・ふりがな口座名義人 _____

年 月 日

様

鶴居村長

鶴居村輝く住ま居る支援金返還命令書

年 月 日付鶴居村第 号指令により交付決定し、年
月 日に交付した鶴居村輝く住ま居る支援金について、鶴居村輝く住ま居
る支援金交付要綱第10条の規定により、返還命令いたします。

記

1. 返還命令理由

2. 返還命令額

3. 返還期限